

八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の概要について

1 改正の理由

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）」の一部改正に伴い、本市においても児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を行うもの。

2 改正の概要

・電磁的記録について

児童福祉施設（助産施設、母子生活支援施設、保育所）における書面の作成等について、電磁的記録により行うことを可能とし、業務負担の軽減を図るもの。

改正前	改正後
—	児童福祉施設は、記録、作成等に関して書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、書面に代えて電磁的記録により行うことができる。

3 施行期日

令和3年7月1日